

仲卸業者の許可に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉市地方卸売市場業務条例(令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。)第20条に規定する仲卸業務の許可の基準に関し、条例及び千葉市地方卸売市場業務条例施行規則(令和2年千葉市規則第55号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 資格要件

条例第20条第4項第4号に規定する知識及び経験又は資力信用を有する者の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者(法人の場合は代表者)の年齢は、満18歳以上とする。
- (2) 申請者が取扱品目の部類に属する仲卸業務に3年以上又は市場取引業務(仲卸業を除く。)に10年以上従事した経験を持つ者(法人の場合は代表者又は役員)であること。
- (3) 業務資金として300万円以上を有すること。
- (4) 純資産の状況が良好であること。
- (5) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく納税義務を果たしていること。
- (6) 当市場の関係業者に対し、正当な理由なく遅延した支払債務を有していないこと。

3 許可申請書添付書類

規則第18条第2項第1号カ及び第2号クに規定するその他市長が必要と認める書類とは、次のとおりとする。

- (1) 残高証明書
- (2) 納税証明書又は完納証明書

4 審査

仲卸業者の許可については、書類審査、面接審査、実態調査等、厳正な総合審査を行い、諾否を決定する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。